

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	臨時福祉給付金事業	会計名称	一般会計		担当課	福祉課	
		予算科目	3 款 1 項 18 目	事業番号	6250	所属長名	河合浩二
事業評価の有無	<input type="checkbox"/> 評価対象事業	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)			担当責任者名	石崎恵美	
法令根拠等	①伊予市既所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱②平成28年度伊予市臨時福祉給付金支給事業実施要綱③伊予市既所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱④伊予市臨時福祉給付金 (経済対策分) 支給事業実施要綱						
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造 心の通った社会福祉の推進				実施期間	【開始】	平成 26 年度
総合計画における本事業の役割	国の補助金制度を活用し、低所得者への現金給付を実施することにより、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の創造に資する。					【終了】	平成 29 年度(予定)
					<input type="checkbox"/> 設定なし		
事業の対象	【27年度からの繰越】①平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者【現年】②平成28年度1月1日時点で伊予市に住民登録があり、平成28年度市民税(均等割)非課税者。(住民税課税者の被扶養者、生活保護制度の被保護者等は対象外)③:②の支給対象者で、平成28年度5月分の障害・遺族基礎年金受給者(①の給付金を受給した者は対象外)【29年度へ繰越】④:②の支給対象者			事業の目的	①③:「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援する。②④:消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、軽減税率が実施されるまでの暫定的・臨時的な措置。		
事業の内容(整備内容)	支給対象と思われる方に申請勧奨を行い、申請書受理後、審査を行う。支給決定となった者一人につき①30,000円②3,000円③30,000円④15,000円を支給する。<④は経済対策の一環としてH29.4~H31.9までの2年半分を支給⇒H29年度継続費>			評価事業としないこととした理由	国が実施する臨時的・暫定的な低所得者への給付であり、支給対象の要件についても定められていることから評価事業としない。また、支給決定に当たっては、市が把握しない他市在住者との扶養関係が影響するケースがあることから、対象者数を確定することは不可能である。そのため対象となる可能性がある方に申請書を送付、事業を実施しているところである。		

事業活動の内容・成果 (DO)

事業費及び財源内訳 (千円)							事業活動の実績 (活動指標)											
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績						
直接事業費	205,083	0	391	137,989	0	128,201	①支給者数(高齢者)	人	5111	0	0	0						
財源内訳																		
国庫支出金	200,157	0	0	137,989	0	127,810							②支給者数(簡素な給付)	人	7484	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0												
地方債	0	0	0	0	0	0												
その他	0	0	0	0	0	0												
一般財源	4,926	0	391	0	0	391	③支給者数(障・遺)	人	273	0	0	0						
職員の人工(にんく)数	0.55	0.42				0.42												
1人工当たりの人件費単価	8,086	8,017				8,017												
※ 直接事業費+人件費	209,530	3,367				131,568	④支給者数(経済対策)	人	-	8000	7577	7954						
主な実施主体	直接実施		実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)		国庫補助事業(10割)													
向こう5年間の直接事業費の推移(千円)					30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計								
					0	0	0	0	0	0								

事務事業評価 (CHECK)

自己判定(担当責任者)	事業の成果	対象者に広く給付するため、制度周知のためのパンフレット内容を見直し、分かりやすく整えた。 また、過去に支給実績のある人については、勧奨用の申請書に振込口座情報を記載することにより、申請の際に必要な添付資料を省略できることとした。手続きを簡素化し、申請者の負担軽減に努めた。	
一次判定	事業の方向性	<input type="checkbox"/> 事業継続と判断する。 <input type="checkbox"/> 事業縮小と判断する <input checked="" type="checkbox"/> 事業廃止と判断する	判断の理由 国の事業が終了したため。

二次判定	<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
	<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
	<input type="checkbox"/>	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
	<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
	<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
	<input checked="" type="checkbox"/>	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申 外部評価	答申の内容
--------------------	-------

今後の方向性 (ACTION)

経営者会議 の最終判断	事業の方向性		コメント欄
	<input type="checkbox"/>	さらに重点化する。	
	<input type="checkbox"/>	現状のまま継続する。	
	<input type="checkbox"/>	右記の点を見直しの上、継続する。	
	<input type="checkbox"/>	事業の縮小を行う。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	事業の休止、廃止を行う。	